

障害防止対策事業	事業主体 県	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
----------	--------	--------------------

趣 旨

自衛隊の演習活動及び整備拡張等に起因して、周辺地域の用排水路への土砂の流入や流出量の増大及び農業用水不足等の障害が発生している場合、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法第101号、以下「法」という）に基づき、その障害を防止または除去・軽減するため各種対策工事を実施する。

事業の内容

【補助対象となる施設の具体的事例】

[洪水対策]

- a 洪水量の増加に対応できるよう河川改修、排水路の改修を行う。
- b 増加した洪水量を調節する洪水調整池（ダム）を建設する。
- c 河川等の改修と調整池を組み合わせる。
- d 増加した洪水量を排水するため、河川（排水路）改修と排水機（場）を組み合わせる。

[土砂流出対策]

- a 流出する土砂を溜めるため砂防ダムを建設する。
- b 溪流の安定を図るため、床固工、谷止工を建設する。
- c 裸地化した箇所や、崩壊地の植生回復を図るため、山腹工を施行する。

[用水対策]

- a 用水路（用排兼用水路）を装工する
- b 貯水用ダム（溜池）を建設する。
- c 地下水又は河川水を取水するため揚水（機）を設ける。

採 択 基 準

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（抜粋）
（障害防止工事の助成）

第3条第1項

国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 1 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 2 道路、河川又は海岸
- 3 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 4 水道又は下水道
- 5 その他政令で定める施設

○次に掲げる(1)～(3)の要件を満たしていること。

(1) 法第3条第1項又は政令第1条に規定する自衛隊等の行為があること。

※法第3条第1項に規定する行為

- ① 機甲車両その他重車両のひん繁な使用
- ② 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施

※政令第1条に規定する行為

- ① 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施
- ② 艦船又は舟艇のひん繁な使用

- ③ 防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更
 - ④ 電波のひん繁な発射
- (2) (1)の自衛隊等の行為による障害があること
- ※例
- ① 戦車等の訓練によって演習場内が荒廃し、当該区域を流域に持つ河川において、洪水や土砂流出による被害が生じる。
 - ② 機甲車両等のひん繁な使用による道路の損傷。
 - ③ 通信施設からの強力な電波の発射や、航空機の低空飛行によって周辺民家等のテレビの映像を不鮮明にする。
- (3) 障害を防止し、又は軽減するための工事の対象となる施設が、法第3条第1項又は政令第3条に規定する施設であること。
- ※法第3条第1項に規定する施設
- ① 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
 - ② 道路、河川又は海岸
 - ③ 防風施設、防砂施設その他の防災施設
 - ④ 水道又は下水道
- ※政令第3条に規定する施設
- ① 鉄道
 - ② テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	障害防止対策事業	100 ～66.7	0 ～16.7	0 ～16.6		障害(帰責原因)の度合いにより負担割合は変化する。